

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 8 1 7 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

法務局民事行政部長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

参加差押えをした税務署長がする換価執行決定による権利移転等の登記  
の嘱託について ( 依命通知 )

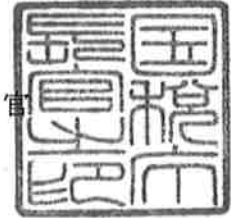
標記について、別紙甲号のとおり国税庁長官から民事局長宛て照会があり、  
別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り  
計らい願います。



徴 徴 4 - 3 2  
平成 30 年 12 月 18 日

法務省民事局長 殿

国 税 庁 長 官



参加差押えをした税務署長がする換価執行決定による  
権利移転等の登記の囑託について（照会）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）による国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の一部改正に伴い、参加差押えをした税務署長による換価執行制度が創設されたことから、当該一部改正された後の国税徴収法が施行される平成 31 年 1 月 1 日以降にされる同法第 89 条の 2 の規定により換価執行の決定がされた場合の権利移転等の登記の囑託について、別添の取扱いで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下の法務局及び地方法務局に周知いただくようお取り計らい願います。



## 参加差押えをした税務署長による換価執行における権利移転等の登記の嘱託

- 1 参加差押えをした税務署長による換価執行制度（平成 31 年 1 月 1 日施行）の概要  
所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）による国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の一部改正に伴い、参加差押えをした税務署長（以下「参加差押税務署長」という。）は、参加差押えに係る不動産について、差押えをした行政機関等に換価の催告をしてもなお換価が行われない場合には、当該行政機関等の同意を得ることを要件として、配当順位を変更することなく、換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる制度が創設された（国税徴収法 89 条の 2 ほか）。

- 2 換価による権利移転等に係る登記の嘱託

国税徴収法第 89 条において、差押えをした財産及び換価執行決定をした参加差押えに係る不動産は、同法第 5 章第 3 節（財産の換価）の定めるところにより換価しなければならないとされており、同法第 121 条において、税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）その他の法令に別段の定めがある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならないとされている。

また、国税徴収法第 125 条において、税務署長は、同法第 121 条の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、併せてその抹消を関係機関に嘱託しなければならないとされている。

このため、換価執行決定をした参加差押えに係る不動産について換価を行った場合は、当該参加差押えをした税務署長において権利移転等に係る登記の嘱託を行うこととなる。

この場合の登記の嘱託については、別紙の様式により行うものとする。

(注) 国税徴収法第 182 条第 3 項による滞納処分引継ぎ又は国税通則法第 43 条第 3 項及び第 4 項による徴収の引継ぎにより、国税局長が換価を行った場合は、国税局長において登記の嘱託を行う。

## 登記嘱託書 兼 登記原因証明書

登記の目的 所有権移転 権利登記抹消 差押登記抹消【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公売

権利者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号差押  
平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号〇〇権  
平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号〇〇権【注2】

義務者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
所有者 〇〇 〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇権者 〇〇 〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇権者 〇〇 〇〇

添付書類 登記原因証明情報（売却決定通知書又はその謄本 配当計算書謄本）【注3】  
住所証明書【注4】

平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇法務局（又は地方法務局） 〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇税務署  
〇〇税務署長 〇〇 〇〇 印  
連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇  
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

課税価格 金〇〇〇〇円【注5】

登録免許税 金〇〇〇〇円【注6】

不動産の表示 【注7】

所在 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル  
(価格 金〇〇〇〇円)【注5】

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
家屋番号 ○番○  
種 類 ○○  
構 造 ○○造○○ぶき 2階建  
床面積 1階 ○○・○○平方メートル  
2階 ○○・○○平方メートル  
(価格 金○○○○円)【注5】

登記原因証明情報【注8】

- (1) ○○税務署長は、国税徴収法第 89 条の 2 に基づき、平成○○年○○月○○日、別紙記載の不動産【注9】について換価執行決定を行った。
- (2) ○○税務署長は、国税徴収法第 113 条に基づき、平成○○年○○月○○日、別紙記載の不動産について権利者に対して売却決定を行った。
- (3) 買受人は、国税徴収法第 115 条の規定に基づき、平成○○年○○月○○日、買受代金を納付した。

上記のとおり証明します。

平成○○年○○月○○日 ○○税務署長  
財務事務官 ○○ ○○ 印

別紙

不動産の表示

所 在 ○○市○○町○丁目  
地 番 ○番○  
地 目 ○○  
地 積 ○○・○○平方メートル  
(価格 金○○○○円)

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
家屋番号 ○番○  
種 類 ○○  
構 造 ○○造○○ぶき 2階建  
床面積 1階 ○○・○○平方メートル  
2階 ○○・○○平方メートル  
(価格 金○○○○円)

【注1】 この様式は、国税徴収法第 89 条の 2 の規定により換価を執行する旨の決定をした税務署長

が、同法第 89 条の規定により参加差押不動産を換価するための公売を行った場合において、不動産登記法第 115 条の規定によりその公売による権利の移転等の登記を嘱託するとき使用する。

【注 2】国税徴収法第 125 条の規定により、換価に伴い消滅する権利に係る登記の受付年月日、受付番号及び権利の名称を記載する。

【注 3】国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）第 46 条の規定により、売却決定通知書若しくはその謄本又は配当計算書の謄本を提供する。

【注 4】買受人から住所証明書の提出に代えて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードの提供を受けたときは、当該住民票コードを記載することにより、住所証明書の添付を省略することができる（不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 9 条，不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号））。

【注 5】課税標準の金額を記載する（不動産登記規則第 189 条第 1 項）。不動産が二以上ある場合は、この記載に加えて、不動産の表示欄に記載した不動産ごとに課税標準の金額を記載する。

【注 6】不動産登録免許税額を記載する（不動産登記規則第 189 条第 1 項及び登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）別表第 1－（二）ハ）。なお、換価に伴い消滅する権利に係る抹消の登記の登録免許税は、登録免許税法第 5 条第 11 号により要しない。

【注 7】不動産番号を記載することにより、土地の所在、地番、地目及び地積並びに建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができる（不動産登記令第 6 条）。

【注 8】登記嘱託書と登記原因証明情報を別葉で作成することとしても差し支えない。

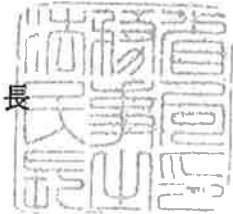
【注 9】「不動産の表示」において、不動産番号を記載したときは、「上記不動産の表示欄記載の不動産」と記載する。

法務省民二第 816 号

平成 30 年 12 月 25 日

国税庁長官 殿

法務省民事局長



参加差押えをした税務署長がする換価執行決定による権利移転等の登記の  
囑託について（回答）

本年 12 月 18 日付け徴徴 4-32 をもって照会のありました標記の件につい  
ては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局民事行政部長及び地方法務局長に通知しましたので、申し  
添えます。